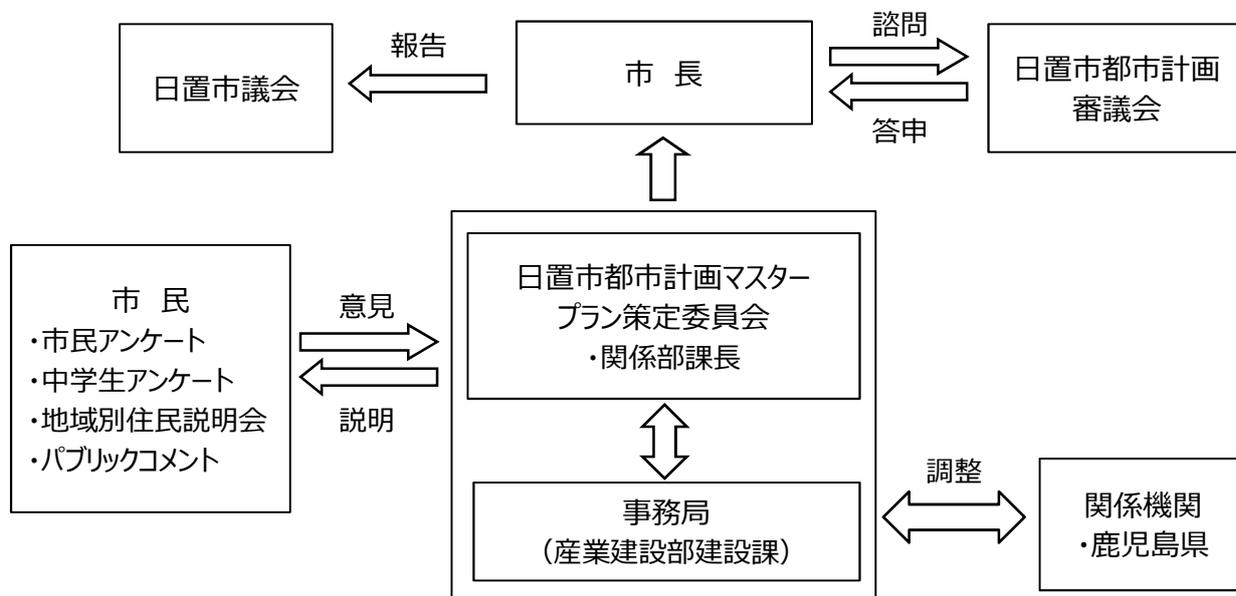


## 巻末資料

### 1. 策定体制



#### ●日置市都市計画審議会委員名簿

氏名	役職等	備考
幾留 治男	元：鹿児島県土木事務所長	職務代理
宇都 博美	元：鹿児島地域振興局建設部長	会長
橋口 修治	元：宅地建物取引業協会南薩支部長	委員
原田 昌作	元：吹上町議会議員	委員
山口 政夫	総務企画委員	委員
下御領 昭博	総務企画委員長・議会運営委員	委員
田畑 純二	総務企画委員	委員
大園 貴文	産業建設委員	委員
立元 聡	鹿児島地域振興局建設部長	委員
鋪根 重雄	日置警察署長	委員
鈴木 正文	日置市商工会長	委員
桂木 詩寿子	日置市商工会女性部東市来支部長	委員
富ヶ原 大二郎	日置市商工会青年部長	委員
末永 義弘	日置市伊集院地域 自治会長連絡協議会長	委員
勝田 久子	日置市日吉地域 女性連絡協議会長	委員

## ●日置市都市計画審議会条例

## 日置市都市計画審議会条例

## (設置)

第1条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第77条の2第1項の規定に基づき、日置市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、法によりその権限に属させられた事項及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議する。

## (組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 市議会の議員 4人以内
- (3) 関係行政機関又は鹿児島県の職員 2人以内
- (4) 市の住民 5人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

## (臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長)

第5条 審議会に会長を置き、第3条第1項第1号に掲げる委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として議決に加わることができない。

## (庶務)

第7条 審議会の庶務は、産業建設部建設課において処理する。

## (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成22年3月2日条例第6号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

●日置市都市計画審議会運営規程

日置市都市計画審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日置市都市計画審議会条例（平成17年日置市条例第173号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、日置市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の少なくとも5日前に会議の日時、場所及び付議事項について委員及び議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

3 会長は、会議の議長となる。

(代理出席)

第3条 条例第3条第1項第3号の委員及び行政機関の職員である臨時委員は、やむを得ない事情がある場合は、委任状を付与して代理者を出席させることができる。

(専門委員)

第4条 専門委員は、会議に出席し、会長の許可を得て、又は会長の求めに応じて意見を述べ、又は説明することができる。

(委員、臨時委員及び専門委員以外の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員、臨時委員及び専門委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(議事録)

第6条 会議については議事録を作成するものとする。

2 議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 議案名
- (2) 審議会の日時及び場所
- (3) 出席した委員の氏名
- (4) 議事の要旨

3 議事録には議長及び議長が指名した委員2名が署名するものとする。

(改正)

第7条 この規程を改正しようとするときは、会長が審議会にはかるものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めのない事項で必要なものは、会長が定める。

附則

この規程は平成18年9月25日から施行する

## ●日置市都市計画マスタープラン策定委員会設置規程

## 日置市都市計画マスタープラン策定委員会設置規程

## (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する基本方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、日置市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、都市計画マスタープランの策定に関し必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、産業建設部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務企画部長をもって充てる。
- 4 委員は、市民福祉部長、東市来支所長、日吉支所長、吹上支所長、総務課長、財政管財課長、企画課長、地域づくり課長、商工観光課長、農林水産課長、農地整備課長、建設課長、上下水道課長、産業建設課長、社会教育課長及び農業委員会事務局長をもって充てる。

## (職務)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員会を組織する者以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、産業建設部建設課において処理する。

## (その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

この訓令は、平成30年6月1日から施行する。

この訓令は、平成30年8月1日から施行する。

(策定委員会委員構成)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業建設部長（委員長）</li> <li>・総務企画部長（副委員長）</li> <li>・市民福祉部長</li> <li>・東市来支所長</li> <li>・日吉支所長</li> <li>・吹上支所長</li> <li>・総務課長</li> <li>・財政管財課長</li> <li>・企画課長</li> <li>・地域づくり課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工観光課長</li> <li>・農林水産課長</li> <li>・農地整備課長</li> <li>・建設課長</li> <li>・上下水道課長</li> <li>・産業建設課長（東市来支所）</li> <li>・産業建設課長（日吉支所）</li> <li>・産業建設課長（吹上支所）</li> <li>・社会教育課長</li> <li>・農業委員会事務局長</li> <li>・事務局 産業建設部建設課都市計画係</li> </ul>
--	--

## 2. 策定の経緯

年	月	主な取組内容
平成29年 (2017年)	12月	<b>庁内部門ヒアリング</b> ・都市計画に関する事業等の実施状況や問題・課題の把握
	12月	<b>市民アンケート調査</b> ・調査対象：市内の居住する20歳以上の市民2,500人 ・実施方法：郵送により調査票を配布・回収
	12月	<b>中学生アンケート調査</b> ・調査対象：市内の中学2年生 ・実施方法：教育委員会を通じて学校内で配布・回収
平成30年 (2018年)	7月	<b>第1回日置市都市計画マスタープラン策定委員会</b> ・策定委員会の全体スケジュール ・都市計画マスタープランの目的、構成 ・日置市まちづくりアンケート調査結果 ・部門ヒアリングについて ・日置市の現状と都市づくりの課題について ・日置市の将来都市像について
	8月	<b>第2回日置市都市計画マスタープラン策定委員会</b> ・都市計画マスタープランについて ・分野別方針（案） ・地域別構想（案） ・都市計画区域マスタープランについて ・都市計画区域マスタープランの概要 ・整備，開発及び保全の方針 変更対照表（案） ・都市計画審議会について
	9月	<b>第1回日置市都市計画審議会</b> ・日置市都市計画マスタープラン中間報告について

	10月	<b>第3回日置市都市計画マスタープラン策定委員会</b> ・都市計画マスタープランについて ・実現方策の検討（案） ・都市計画区域マスタープランについて ・整備，開発及び保全の方針 変更対照表（案）
	11月	<b>第4回日置市都市計画マスタープラン策定委員会</b> ・都市計画マスタープラン(案)について ・都市計画区域マスタープラン(案)について ・都市計画区域の見直しについて
	12月	<b>第2回日置市都市計画審議会</b> ・都市計画マスタープラン（素案）について ・都市計画マスタープラン（素案）概要版について ・都市計画区域マスタープラン（市素案）について
	12月	<b>パブリックコメント</b>
	12月	<b>住民説明会（4地域）</b>
平成31年 (2019年)	2月	<b>第5回日置市都市計画マスタープラン策定委員会</b> ・住民説明会結果報告 ・パブリックコメント結果報告 ・日置市都市計画マスタープラン（諮問案） ・（東市来・伊集院・吹上）都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の見直しについて（諮問案） ・（仮）日吉都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の見直しについて（現状最終案）
	2月	<b>第3回日置市都市計画審議会</b> ・第1号議案 日置市都市計画マスタープランについて（諮問） ・第2号議案（東市来・伊集院・吹上）都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の見直しについて（諮問）

### 3. 住民説明会・パブリックコメント

#### ●住民説明会

地域名	日時	場所
東市来地域	平成30年12月17日（月） 14:00～15:00	東市来文化交流センター
伊集院地域	平成30年12月17日（月） 19:00～20:00	市中央公民館
日吉地域	平成30年12月18日（火） 14:00～15:00	日吉支所
吹上地域	平成30年12月18日（火） 19:00～20:00	吹上中央公民館

#### ●パブリックコメント手続き

件名	期間	公表場所
日置市都市計画マスタープラン （素案）	平成30年12月7日（金） ～平成31年1月7日（月）	・本庁建設課 ・各支所産業建設課 ・各地区公民館 ・市ホームページ

## 4. 諮問・答申

### ● 諮問

日建第 1523-1 号  
平成31年 2 月 21 日

日置市都市計画審議会  
会長 宇都博美 様

日置市長 宮路高光

日置市都市計画マスタープランについて（諮問）

日置市都市計画マスタープラン策定について、日置市都市計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

日置市都市計画マスタープラン（案）は別紙のとおり

### ● 答申

平成31年 2 月 21 日

日置市長 宮路高光 様

日置市都市計画審議会  
会長 宇都博美

日置市都市計画マスタープランについて（答申）

平成31年 2 月 21 日付け日建第 1523-1 号で諮問のありましたことについては、平成31年 2 月 21 日平成30年度第 3 回都市計画審議会で審議した結果、下記のとおり決したので答申いたします。

記

日置市都市計画マスタープランについては、原案のとおり承認する。